

武収第4692号の3
令和3年7月13日

武蔵村山市長
山崎 泰大 様

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
会長 佐藤 克 春



家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に係る実施方法について（答申）

令和元年9月19日付武発第1030号で諮問のあった家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に係る実施方法について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

近年、海洋プラスチックや気候変動など、世界規模の環境問題が深刻化しており、日本国内においても異常気象の影響が顕著に表れている。

平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標が設定され、その目標達成のために、「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられるなど、環境保全の観点からごみの減量・発生抑制は、国際的にも大きな課題となっている。

武蔵村山市においても、ごみの減量施策として有効とされる、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を予定しており、当審議会では、その実施方法について、令和2年2月に策定した「武蔵村山市家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、よりごみの発生抑制につながる制度となるよう検討を重ね、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）」（以下、「実施計画（素案）」という。）について、妥当であるとの結論に達した。

ただし、家庭ごみ有料化及び戸別収集について、基本方針及び実施計画（素案）に掲げる4つの目的のもと、市民や事業者の理解、協力を得ながら実施していく必要がある。

このことから、市で実施した、パブリックコメント及び市民説明会の意見を踏まえて審議会に取りまとめた以下の項目について十分に配慮し、家庭ごみ有料化及び戸別収集へ円滑に移行することを要望する。

1 有料化の対象について

環境負荷軽減の観点から、可燃ごみ及び不燃ごみについては有料化の対象として、発生抑制及び分別の徹底を推進することが妥当であると考えます。

また、脱炭素化社会の実現のためにも、プラスチック類の排出削減は大きな課題であることから、容器包装プラスチックについても有料化の対象として、簡易包装化、発生抑制を推進することが妥当であると考えます。

なお、ペットボトルについても、拡大生産者責任の観点から有料化の対象として、店頭回収への動機付けを図ることが望ましいが、市民説明会やパブリックコメントなどでは、無料回収を望む意見が多く、市民の受容性を考慮し、有料化の対象からは除くことが妥当であると考えます。

ただし、拡大生産者責任の観点から、処理費用を市で負担するのではなく、販売店等へ戻し、販売店及び生産者が負担をするべきであるため、店頭回収の利用及び設置の促進について、積極的に推進されたい。

なお、ペットボトルの取扱いについては、今後も機会を捉え検討することを要望する。

2 対象から除く品目について

以下の観点から無料での回収とすることが妥当であると考えます。

- ① 「ペットボトル、かん、びん、有害物、金属、古紙類、布類」については、分別の徹底による資源化の推進
- ② 「剪定枝、落ち葉、雑草類」については、緑の保全や緑化の推進
- ③ 「紙おむつ」については、子育て世帯や要介護者等のいる世帯への配慮
- ④ 「地域清掃ごみ」については、個人、団体を問わず地域の環境美化活動の支援

3 減免制度について

ごみの減量は、ごみを出すすべての人が取り組むべき課題であり、家庭ごみの有料化を実施する際には、市民全員が手数料を負担し、ごみ減量に取り組むことが望ましい。このため、減免対象世帯の範囲は、社会的な配慮が必要であり、かつ真に経済的に困窮している世帯のみを対象とすべきである。

また、減免対象世帯に対しても、すべてのごみを無料にするのではなく、一定の減量努力を促す仕組みとなるよう、指定収集袋の配布枚数には留意された

い。

4 集合住宅への対応について

集合住宅では、戸別収集導入後にも、排出場所等に変更がなく、戸別収集により期待される効果が十分に発揮されないことが懸念される。このことから、集合住宅においても分別ルールなど、排出者責任が徹底されるよう、入居者の方々が集積所やごみの管理に取り組む際には、その取組に対して支援を行う必要があると考える。そこで、財政的支援を含め、支援の充実に努めるよう検討されたい。

5 拡大生産者責任について

家庭ごみの有料化を実施した際には、市民が減量に取り組む一方、製造から販売を担う事業者にも、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品等が廃棄物となった後まで、一定の責任を負う仕組みを構築する必要がある。特に、容器包装プラスチックやペットボトルについては、店頭回収が非常に有効であり、市民の店頭回収利用が増加することで、事業者にも簡易包装・無包装化を促すことにもつながり、ごみの発生抑制に大きな効果が期待される。

このことから、市民がより店頭回収を利用できるよう、事業者と市が連携し、店頭回収の拡充を推進されたい。

また、製造・販売事業者に対し、店頭回収の利用及び設置の促進の観点から、商品及び容器包装等に関する廃棄物の回収と3R（発生抑制・再使用・再利用）を製造販売事業者に義務付ける「EPR（拡大生産者責任）法」の整備等を東京都や国に対し要請し、事業者による取組を積極的に推進されたい。

6 周知・啓発について

市民に対しては、家庭ごみの有料化が単なる値上げではなく、ごみ減量のための施策であるということを理解してもらうよう努める必要がある。そこで、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入目的について、拡大生産者責任の観点や今後の市の取組を含め、丁寧に周知されたい。併せて、店頭回収の活用やミニ・キューロなどの生ごみ処理機器の利用など、市民が取り組めるごみ減量施策及び周知を強化し、市民のごみに対する意識の啓発に努められたい。

また、導入後においても、家庭ごみ有料化及び戸別収集の効果が持続するよう、減量効果、収支などの成果及びごみ処理に係る経費について分かりやすく公表し、更なる理解を醸成するよう努められたい。